

(趣旨)

第 1 条 この基準は、国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 43 条の 4 の規定による市民税の減免並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「森林環境税法」という。）第 11 条による森林環境税の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の意義)

第 2 条 減免は、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予、納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると客観的に認められる担税力の薄弱である納税義務者又はその相続人として納税義務を負う者の税負担を軽減する措置である。その取り扱いについては、一律に減免することは適当でなく、納税義務者個々の実情に応じ適宜減免するものとする。

(減免対象税額の範囲)

第 3 条 条例第 43 条の 4 第 1 項に規定する市民税の減免は、同条第 2 項に定める申請があったもので、第 1 項各号に掲げる減免事由のいずれかに該当するものに対して課する当該減免事由に該当することとなった日（以下「減免事由該当日」という）の属する年度の市民税のうち、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額（特別徴収の方法により徴収する市民税にあっては、減免事由該当日の属する月の翌月分以後の税額）について行うものとする。なお、同条第 2 項ただし書き「市民税を減免する必要があると認める場合」とは、納税義務者又はその相続人が災害等により被害を受けている、あるいは長期の入院や疾病などにより申請を行うことが難しいと判断される場合をいう。

(減免基準)

第 4 条 条例第 43 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する学生及び生徒とは、当該年度の賦課期日において、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 32 号に規定する勤労学生であるものとする。

2 条例第 43 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する法人市民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第 1 に定めるところによる。

3 条例第 43 条の 4 第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に規定する市民税並びに森林環境税法第 11 条第 1 号及び第 3 号に規定する森林環境税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第 2 に定めるところによる。

(減免の取り消し)

第 5 条 市長は、市民税及び森林環境税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正があった場合は、市民税及び森林環境税の減免を取り消すことができる。

2 減免の決定を受けている法人等が収益事業を行うときは、法人市民税の均等割の免除を取り消すとともに、均等割額及び法人税割額を課税する。

(都民税の取扱い)

第 6 条 個人の都民税についても、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 45 条の規定により、市民税に準じて免するものとする。

(雑則)

第 7 条 条例又はこの基準に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるときは、その都度定めるものとする。

別表第1

減免の対象	添付書類	減免割合
公益社団法人及び公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人に該当することを証する書類	均等割額の全部
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体	地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体に該当することを証する書類	ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号の収益事業を営み収益があった場合は、減免しない。
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等に該当することを証する書類	
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人に該当することを証する書類 ・特定非営利活動促進法第28条の規定に基づいて作成された事業報告書等の写し 	

別表第2

減免の対象	減免割合	添付書類
(1) 賦課期日後において、生計を一にする納税義務者が死亡したことにより生活が著しく困窮していると認められるもので、当該死亡した納税義務者の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であり、かつ納税義務者の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ減免事由該当日の属する年に当該死亡した納税義務者及びその家族が受けるべき収入金額から葬儀費用、医療費用を控除した後の金額が、生活保護基準年額以下のものに対しては、減免する。	死亡した納税義務者に係る税額の全部(納期限が到来したものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入状況及び相続財産に関する明細書又は証明書 ・診断書又は病状を証するもの ・医療費領収書 ・取引のある預貯金通帳など ・住宅の賃貸借契約書及び賃貸料の払込が確認できるもの ・その他必要と認める書類
(2) 失職、退職、休職、廃業などにより収入が減少したため、生活が著しく困窮していると認められるもので、疾病により労働をする能力を失い、職業に就くことができない状態にあり、前年の合計所得金額が500万円以下で、かつ納税義務者及びその家族の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ減免事由該当日の属する年に、当該納税義務者及びその家族が受けるべき収入額から医療費用を控除した後の金額が、生活保護基準年額以下であるものに対しては、減免する。	税額の全部(納期限が到来したものを除く。)	
(3) 賦課期日後において生活保護法の規定による保護を受けることとなったもの	税額の全部(納期限が到来したも	・生活保護受給証明書

	のを除く。)	
(4) 条例第43条の4第6号に該当し、かつ、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第5条又は第7条第2号に該当するもの	税額の全部 (納期限が到来したものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・損害金額が分かる書類 ・災害により死亡したことを証する書類 ・障害の原因が分かる書類
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護基準年額とは、生活保護法の規定による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の規定に基づく生活扶助費第1類及び第2類の基準月額と住宅扶助特別基準月額、教育扶助基準月額の合計額に12(月)を乗じて得た額とする。 2. 生活保護基準額表は、減免申請のあった当該年度の基準額表(級地区分1級地-1)を用いるものとする。 3. 収入金額は、当該年度の初日の属する年の1月1日以後の1年間の合計額及び見込額とし、死亡給付金(退職金)、生命保険金、雇用保険金、補償金、退職給付金、給料、恩給、各種年金、年金扶助料、その他の収入の合計額をいう。 4. 医療費は、減免申請以前1年間において医療費用として支払った金額(支払いが証明できるものに限る。)で、保険金などにより補てんされる金額を除いたものとする。 5. 葬儀費用は、死亡した納税義務者の葬儀費用で、香典料を控除した金額とする。 		